

平成 23 年

第 4 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

= 臨 時 会 =

平成23年 8 月30日 (火) 1 日間

宮 古 島 市 議 会

目 次

◎ 第4回臨時会	
○ 招集告示	1
○ 上程案件処理結果	2
○ 応招議員名簿	3
○ 8月30日（議事日程第1号）	5
○ 会期及び日程	6
会議録署名議員の指名について	9
会期を定めることについて	9
議案審議	9

宮古島市告示第67号

平成23年第4回宮古島市議会（臨時会）を次のとおり招集する。

平成23年8月22日

宮古島市長 下地敏彦

- 1 期 日 平成23年8月30日（火）
- 2 場 所 宮古島市議会議事堂
- 3 付議事件
 - （1）沖縄県平成23年（調）第1号事件の調停について
 - （2）宮古島市防災情報システム整備委託業務契約について
 - （3）砂川小学校校舎改築工事（解体・建築）請負契約について
 - （4）議決内容の一部変更について
 - （5）専決処分の承認を求めることについて（宮古島市税条例等の一部を改正する条例）

上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
議案 第51号	沖縄県平成23年(調)第1号事件の調停について	市 長	平成23年 8月30日	平成23年 8月30日	原案可決
議案 第52号	宮古島市防災情報システム整備委託業務契約について	"	"	"	"
議案 第53号	砂川小学校校舎改築工事(解体・建築)請負契約について	"	"	"	"
議案 第54号	議決内容の一部変更について	"	"	"	"
報告 第13号	専決処分の承認を求めることについて(宮古島市税条例等の一部を改正する条例)	"	"	"	承 認

開会日（8月30日）に応招した議員

下	地		明	君	新	城	元	吉	君
棚	原	芳	樹	”	龜	濱	玲	子	”
高	吉	幸	光	”	前	里	光	恵	”
仲	間	則	人	”	山	里	雅	彦	”
西	里	芳	明	”	上	地	博	通	”
下	地	博	盛	”	佐	久	本	洋	介
長	崎	富	夫	”	平	良		隆	”
前	川	尚	誼	”	新	城	啓	世	”
上	里		樹	”	嘉	手	納	学	”
嵩	原		弘	”	垣	花	健	志	”
砂	川	明	寛	”	富	永	元	順	”
眞	榮	城	彦	”	新	里		聰	”

平成 23 年

第 4 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

平成23年 8 月30日 (火)

(議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決)

平成23年第4回宮古島市議会臨時会議事日程第1号

平成23年8月30日(火) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- ” 第 2 会期を定めることについて
- ” 第 3 議案第51号 沖縄県平成23年(調)第1号事件の調停について (市長提出)
- ” 第 4 ” 第52号 宮古島市防災情報システム整備委託業務契約について (”)
- ” 第 5 ” 第53号 砂川小学校校舎改築工事(解体・建築)請負契約について (”)
- ” 第 6 ” 第54号 議決内容の一部変更について (”)
- ” 第 7 報告第13号 専決処分の承認を求めることについて(宮古島市税条例等の一部を改正する条例) (”)

◎会議に付した事件

議事日程と同じ

平成23年第4回宮古島市議会臨時会会期日程計画表

平成23年8月30日（火）午前10時開会

月 日	曜	種 別	日 程	摘 要
8月30日	火	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決	

会期=1日

平成23年第4回宮古島市議会臨時会会議録

平成23年8月30日

(開会=午前10時00分)

◎出席議員(24名)

(閉会=午前11時36分)

議長(4番)	下地明君	議員(14番)	亀濱玲子君
副議長(10〃)	棚原芳樹	〃(15〃)	前里光恵
議員(1〃)	高吉幸光	〃(16〃)	山里雅彦
〃(2〃)	仲間則人	〃(17〃)	上地博通
〃(3〃)	西里芳明	〃(18〃)	佐久本洋介
〃(5〃)	下地博盛	〃(19〃)	平良隆
〃(6〃)	長崎富夫	〃(20〃)	新城啓世
〃(7〃)	前川尚誼	〃(21〃)	嘉手納学
〃(8〃)	上里樹	〃(22〃)	垣花健志
〃(9〃)	嵩原弘	〃(23〃)	富永元順
〃(11〃)	砂川明寛		
〃(12〃)	眞榮城徳彦		
〃(13〃)	新城元吉	〃(26〃)	新里聰

◎欠席議員(2名)

議員(24番) 池間豊君 議員(25番) 下地智君

◎説明員

市長	下地敏彦君	教育長	川上哲也君
副市長	長濱政治	教育部長	田場秀樹
企画政策部長	古堅宗和	企画調整課長	友利克
総務部長	安谷屋政秀	総務課長	砂川一弘
農林水産部長	上地廣敏	財政課長	比嘉弘一
農林水産部参事	垣花勝		

◎議会事務局職員出席者

事務局 局長 荷川取辰美君 議事係 池村達明君
 次長 伊波則知 庶務係長 狩俣智紀
 議事係長 仲間清人

◎議長（下地 明君）

ただいまから平成23年第4回宮古島市議会臨時会を開会いたします。

（開会＝午前10時00分）

本日の出席議員は、24名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

事務局長に報告書を朗読させます。

◎事務局長（荷川取辰美君）

議長の命により、諸般の報告書を朗読いたします。

去った6月定例会において議決されました意見書案5件及び決議案の1件につきましては、7月4日付で関係機関へ送付いたしました。

7月7日、本市において開催された平成23年度全国ハンセン病療養所所在市町村連絡協議会総会及び情報交換会に棚原芳樹副議長とともに出席しました。

7月9日、うへのドイツ文化村において開催された第2回マンゴーまつりに参加し、あいさつを述べました。

同じく9日、宮古島市中央公民館において開催された第6回宮古島市民総合文化祭・一般の部「春の文化祭」に棚原芳樹副議長が出席し、祝辞を述べました。また、翌10日に行われた表彰式における議長賞の授与についても棚原芳樹副議長から授与いたしましたところであります。

7月21日、市内ホテルにおいて開催された與那覇タズ子氏叙勲（旭日双光章）祝賀会に出席し、祝辞を述べました。

同じく21日、宮古島市公設市場落成記念祝賀会に棚原芳樹副議長とともに出席し、祝辞を述べました。

7月27日、庁舎6階会議室において開催された宮古島クルーズ客船誘致連絡協議会総会に出席しました。

7月28日、東京都日本都市センターホテルにおいて開催された平成23年度防衛省全国情報施設協議会総会に出席しました。

7月31日、下地地区与那覇の通称サニツ浜において開催された第21回サニツ浜カーニバルに参加し、あいさつを述べました。

8月6日から7日、東京都世田谷区馬事公苑において開催された第34回せたがやふるさと区民まつりに棚原芳樹副議長が参加し、交流を深めました。

8月7日、城辺公民館において開催された城辺ふれあいまつり、また伊良部運動公園で開催された第24回伊良部・仲地たなばた運動会であいさつを述べました。

8月13日、姉妹都市基隆市、基隆市議会表敬及び中元祭に参加し、交流を深めました。

8月18日、第29回宮古南静園納涼祭であいさつを述べました。

8月21日、宮古島市総合体育館において開催された第38回宮古体育大会の開会式で祝辞を述べました。

8月22日、下地敏彦市長から平成22年第4回臨時会の招集告示をした旨通知がありました。

同じく22日、城辺改善センターで開催された平成23年度新潟県上越市板倉区・宮古島市城辺地区児童交

流事業歓迎会であいさつを述べました。

8月23日、今臨時会に付議すべき議案の送付がありました。

8月25日、議会運営委員会が開催され、諮問した会期については本日8月30日の1日とするのが適当であると決しました。

8月26日、第146回沖縄県市議会議長会定期総会が宜野湾市において開催され、会長欠員に伴う役員の補欠選挙において永山盛廣那覇市議会議長を選出した後、平成22年度決算認定、平成23年度補正予算のほか、2件の要請議案が議決されました。また、来る11月の次期定期総会を宮古島市で開催することも決定されました。

同じく26日、宮古島市消防本部構内で開催された第22回宮古地区消防操法大会に棚原芳樹副議長が出席し、祝辞を述べました。

8月27日、宮古島市中央公民館において開催された宮古島市社会福祉協議会合併5周年記念社会福祉大会に棚原芳樹副議長が出席し、祝辞を述べました。

8月28日、第30回全宮古書道展表彰式で議長賞の授与を行いました。

これで諸般の報告を終わります。

◎議長（下地 明君）

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において垣花健志君と前里光恵君を指名いたします。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日8月30日の1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決しました。

次に、日程第3、議案第51号から日程第7、報告第13号までの計5件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（下地敏彦君）

平成23年第4回宮古島市議会臨時会に提出します議案についてご説明申し上げます。

今回提出しました議案は、議決議案4件、報告1件であります。

最初に、議案第51号、沖縄県平成23年（調）第1号事件の調停についてご説明申し上げます。調停事件について調停を成立させるためには、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

次に、議案第52号、宮古島市防災情報システム整備委託業務契約についてご説明申し上げます。宮古島市防災情報システム整備委託業務契約については、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

次に、議案第53号、砂川小学校校舎改築工事（解体・建築）請負契約についてご説明申し上げます。砂川小学校校舎改築工事（解体・建築）の請負契約については、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

次に、議案第54号、議決内容の一部変更についてご説明申し上げます。平良中学校校舎改築工事の設計一部変更に伴い、契約金額を変更するには宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

最後に、報告第13号、専決処分の承認を求めることについて（宮古島市税条例等の一部を改正する条例）についてご説明申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

以上、今回提出しました議案についてご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（下地 明君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

◎新城元吉君

議案第51号、沖縄県平成23年（調）第1号事件の調停について質問をいたしたいと思います。

これは全員協議会における提出議案の事前説明でも指摘されていたんですけど、調停の申請あるいはこれを受けての調停の内容、こういったものがなければ議会では質疑が難しいんじゃないかということで、議決がですね、指摘があって、その後後日配られたんですけど、それでもなおわからない点が多いんですよ。というのは、議案の内容にありますようにね、申請人が狩俣の宮古島海中公園において申請をした。それが汚濁防止膜の破損で工事のいわゆる区域外にいろんなあれを拡散させたということで申請人が申請を行って、これを沖縄県公害審査会に訴えて、調停委員会でこれを調停したわけなんですけど、この経緯がですね、4回開かれて、内容がちょっとだけ載っているんですけど、どのような形で申請人はこの申請をしたのか、それからその申請に基づいて被申請人である宮古島市はそれに対してどのように返答して調停に至ったのかと、こういうことが明らかにされていないんですよ。ですから、地方自治法第96条第1項第12号にあるようにこれは市が訴えられて、この第96条第1項第12号というのは地方公共団体が訴え起こされた場合に議会の議決を得てそれをしなければならぬということがあるわけですから、その議会が議決するにおいてですね、先ほど申し上げましたように申請人がどういう内容を具体的に申請したのか、いわゆる訴えたのかね、調停委員に。そして、それを認めた形で市はどのようにどこまで申請人の訴えを受け入れて、それで調停に応じたのか、こういう点が明らかにされていないんですよ。ですから、その内容をある程度把握しないとですね、今臨時会においてこれを議決はなかなか難しいと私は思うわけなんですけど、もしできるのであればもっと具体的にですね、申請人の訴えた内容、それから宮古島市がそれを受けとめて負けたのか、あるいはどういう形で争って、それで調停に至ったのか、その辺の経過を説明してほしいというように思います。

それから、議案第53号、砂川小学校校舎改築工事（解体・建築）請負契約について。今旧城辺町の4学区においてはですね、統廃合の問題で非常に話題がかなり広まっていて、それでそれをめぐっていろいろ

統廃合の問題に非常に興味を持っている。そういう中で砂川小学校の新しい請負、これは非常に矛盾するんじゃないかということをよく聞かされます。ということは、卑近な例でいいますと、おととい城辺学区で協議会があって、砂川学区に統合されるのかと。どうしてと聞いたら、砂川学区の校舎の新築、改築が行われると。じゃ、城辺、福嶺、西城学区の住民は砂川に行くものと思込んでいる人が多いんですよ。ですから、そういうように素朴に思うと同時にね、やはり整合性の問題で考えれば、学校統廃合を目前にしていながらどうして学校の増改築をあえてしようとしているのかということも旧城辺町の住民に答える意味で丁寧にお答えを願いたいと思います。

◎副市長（長濱政治君）

議案第51号です。全員協議会場で経過を明らかにするというふうなことで申し上げましたけども、大変申しわけありません。沖縄県公害審査会のほうに確かめましたら、この公害審査会は非公開というふうなことで、こういった経過を明らかにすることはできないというふうなことになりましたので、今皆様方にお配りしたような形、精いっぱいその辺のところまでは許されるのかなと思ひまして、一応は提出はしてあります。勝ったとか負けたとかというふうなことではなくて、要するに申請人と被申請人が争っていたんですが、公害審査会の中で調停委員会が一応調停案を出して、こういうことでどうかと。お互いに歩み寄ってきてこの調停案になって、これで調停を締結するという形に今のところ持っていきたいというのが3者双方の意見でございます。いろんな情報がちょっと開示できないということで、大変申しわけなく思っております。

◎教育部長（田場秀樹君）

小学校の統合基本方針と砂川小学校の校舎改築工事の整合性ということでお答えいたします。

市教育委員会が策定した小学校の統合の基本方針では、砂川小学校を含む城辺地区の4小学校については2016年度までに統合するとなっておりますが、砂川小学校の今回改築する校舎は昭和55年の建築で、壁のひびやコンクリートの剥離など老朽化が著しく危険な状態であり、耐震構造を満たしておりません。統合までは5年の期間もありますので、児童生徒に安全、安心な環境で学習できる場を設定するということは教育委員会の大切な役目だと考えております。

◎新城元吉君

議案第51号について、県の公害審査会が調停の内容を明らかにできないというのは、公共事業を推進することによってやはり受けた海中の汚濁についての事件ですからね、事案ですから、これはやっぱり調停したことは、公共の事業ですからね、普通調停の内容を開示できないというのは、調停にはいろいろあって、民事調停とかいろんなのがありますね。家庭裁判所の離婚とか財産継承、こういったものはやっぱり秘密守られるというのはあるんですけど、この事案についてはですね、事件については公表すべきじゃないですか。これをこの内容をわからないままですね、議会で議決しろと言われてもですね、何がどういう形で起こって、申請人はどういう内容で訴えを起こしたのか、アウトラインぐらいしかわからない。具体的にこれを明らかにされないとはですね、議決はできないと思うんですよ。それで、市もこの内容で見ると譲歩して調停に応じた感じの内容になっているわけですから、申請人がどこまで何を要求して、何を争いにして、それを市側はどういうふうを受けとめて、それでその結果調停はどういうぐあいになされたかと、こういうのがね、明らかにされないとは議決しようがないと思うんです。

皆さんが提出した議案第51号の別紙、調停条項（案）の中の2のほうにですね、調停内容の「前項の合意は、申請人が公害等調整委員会において原因裁定の手続きを続行することを妨げるものではないことを相互に確認する」ということは、いわゆる原因裁定の手続きを続行されるという意味ですよ。ということは、この案件に対しては完全にこれで終了というわけじゃないという意味でしょう。4回行われているんだけど、もう一回もあり得ると。途中の段階で調停されるということはちょっと不可解な感じがするんですけどね。ですから、それについても申請人が何をもとにして訴えていたのか、それでそれを市側はどういうぐあいに受けとめて申請人と、いわゆるこれ争いですよ、ある意味では宮古島海中公園の汚濁をめぐるのね。そこに県の公害審査会が入って調停したわけですから、その辺の内容が明らかにされないと、議決しろといったって議決しにくいんじゃないですか。わからないまま議決をしてこれ通してしまっ、後からいろいろ問題が起きて、議会はですね、市のやった行為を裁判に訴えることできないわけですからね、法律上。そういうことを考えると、やはりうんと議会は納得して、議員は納得した上でこの案件に十分論議を尽くしてからこれを認めるか否かを決めるべきであって、わからないまま認めてしまっ、後からいろんな問題が起きたときに、議会は市を訴えることできないわけですから、法律上。市のやったことをですね。だから、そういうことなどを考えると非常に慎重にね、議案を提出している以上は議員に納得のいくように説明が必要だと思っ、その点を含めてご答弁をお願いします。

◎副市長（長濱政治君）

まず、調停条項（案）2の中で「前項の合意は、申請人が公害等調整委員会において原因裁定の手続きを続行することを妨げるものではない」というのがございますけども、この公害等調整委員会というのは国の機関でございます、国と県の機関両方にこの方は申し立てをしております、県の公害審査会のものについてはこの調停案で一応は決着を見たいと、だけど国が行う原因裁定の手続きについては拘束するものではないというふうなことで、これはまた別個の話になるんですね。

それから、もう一つ、どのようなことを申請したのかということについてはですね、本人がホームページで出しているということでございますので、そのホームページの中から一応は抜粋した形で、これやっていいのかどうかよくわからないんですが、本人が出しているわけですから、本来はやってはいけないと思っ、やっておりますので、その内容等については一応は出したと思います。

◎新城元吉君

今の長濱政治副市長のいろんな答弁聞いているとですね、非常に議案の提出の仕方も本当に不十分なんですよね。2についても、これ国にもやっているから、国の分だと言っているけど、こういうこともやっぱり説明に書いておかないとね、聞かなければわからないことだったということが1つと、今副市長の答弁聞いて、申請人が何を訴えているかというのはホームページを開いてみればわかる、こんな市民に対してですね、こういうような言い方はまずいと思っよ。やっぱり議会で、この場でね、どういうことを申請人は訴えた、水質汚濁について、その内容をね。それを受けとめて市はどのように答えているのか。調停が入るということは、これは争うわけだから、それぞれの言い分ね。その言い分を聞いて調停するのが調停ですからね。しかも、公害の調停ですから。しかも、公共の施設の工事をめぐってのを開示できないというのはまた沖縄県公害審査会もおかしいですよ。それを何も知らないまま議会の議決が要るからということで提示されてもですね、やはりもっと詳しく丁寧に説明を受けて、その上で双方納得して、

提案者の言い分を聞いて、議員もそれぞれ聞いて議論をして納得して議決はされるべきであって、開示されないから、わからないのはしょうがないという意味の答弁をしていたんじゃないかとこの問題はなかなか議決に至らないと思うんです。

ですから、その辺はどういう理由で開示できない、それもわからないんですよ。普通調停というのは、民事調停の場合は確かにプライバシーの問題があるから、されないケースが多いんだけど、しかしこの件に関してはですね、公共工事をめぐる件ですからね。これ市民は全部ひとしく共通理解する上で議会の議決はやっぱり興味を持って見ていると思うんですよ。この宮古島海中公園についての汚濁防止膜の破損というのは工事の途中から盛んに指摘され、そして当局も海は汚れないんだと一生懸命防戦していたんですけど、こういうものに納得しない一市民が訴えてあるわけだからね、それに対して市はこれを受けて立って、それでいろいろそれぞれの言い分を主張し合って調停に至ったということだと思っんです。ですから、内容をつぶさに紹介した上で採決を求めたほうがいいと思っんですよ。

(「休憩してください」の声あり)

◎議長(下地 明君)

しばらく休憩します。

(休憩＝午前10時30分)

再開します。

(再開＝午前10時33分)

◎副市長(長濱政治君)

申請人はですね、要するに宮古島海中公園の工事中に床掘りをした際に白濁したと、そしてそれが金網が破れて外に漏れた、それが公害であるというふうな主張をしているのが主な内容であります。それに対して市側は公害ではないというふうな主張をして、4回ほど調停委員会でいろいろ議論いたしました。その中で申請人も、それから調停委員も市も3者で、調停案を調停委員会が示して、その中でああでもない、こうでもないというふうな文案を詰めていって、お互いが、3者がこれで調停案としていいというふうなところまで持ってきたというところが概略でございます。

(「それが調停の内容ですよ。ああでもない、こうでもない」と主張し合ったものを調停して持っていったんなら、調停はどういう形でされたか。それぞれの言い分聞いたわけだから」の声あり)

◎副市長(長濱政治君)

そうです。

(「公害だ、公害でないというぐあいの落としどころ…」の声あり)

◎副市長(長濱政治君)

そこはよくわかりません。

◎議長(下地 明君)

ほかに質疑ありますか。

(「まだ納得できないよ、そのような説明では。わからないでは済まされない。自分たちが議案出して、調停委員はどのような内容で調停したか何度も聞いているのに、何で答えないんですか」の声あり)

◎議長（下地 明君）

しばらく休憩します。

(休憩＝午前10時35分)

再開します。

(再開＝午前10時35分)

ほかに質疑ございませんか。

◎亀濱玲子君

質疑させていただきます。

私も議案第51号、沖縄県平成23年（調）第1号事件の調停についてですね、調停の条項が案として出されております。議会で読み上げないままがみのほうだけでされておりますので、確認をしたいと思いますが、被申請人である宮古島市が行った宮古島海中公園についての公害の調停でありますけれども、この中で書かれている「汚濁防止膜設置区域外に拡散させた事実があったことを受け」と、事実ということ言葉をしっかりと市としてはどういうふうに事実を確認をしているのかと。これは市が行った、さっきおっしゃった防止膜を破損したという原因が宮古島市にあるという、責任においてというふうに私は解釈しているわけですが、この事実ということについてしっかりと説明を受けていきたいと思っております。

それと、それを受けてですね、最善を尽くすことというふうに、今後のこれは施行と書いてありますけど、実施という意味ということだと思っております、「工事の計画及び施行等に最善を尽くすことを確認をする」と書いてありますけど、このことについては市はどのような内容を考えていらっしゃるのかということ、この2点をまず先に聞かせていただきたいと思っております。

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

◎議長（下地 明君）

しばらく休憩します。

(休憩＝午前10時37分)

再開します。

(再開＝午前10時37分)

◎副市長（長濱政治君）

「工事により発生した濁水を汚濁防止膜設置区域外に拡散させた事実があったことを受け」、これはそのとおり事実でございますので、それはそのとおりだと思います。

それから、「施行等に最善を尽くす」ということにつきましても、施行に最善を尽くすのは当然でございます、いわゆる施工方法についていろんな角度から検討して、こういったことがないようなことをやっていくという意味だというふうに理解しております。

◎亀濱玲子君

では、汚濁防止膜外に拡散させた事実があったということを認めてということなので、申請人はですね、掘削工事が昨年11月から始まった内容についてこのように、申請をした理由は、彼が主張しているということは、条例に基づく赤土等の流出防止措置というものをきちっととること、そしてその点検管理が宮古島市の監視下でちゃんと実施されていない中で汚濁防止膜が破損を繰り返したこと、そのことの原因と破れた防止膜やチェーンが周辺の海域を接触して広域に破壊したこと、それともう一つ、もしも工事関連法を宮古島市が遵守していれば生じなかったであろうということを理由に挙げて、だからこういう結果があったというふうに訴えているわけですね。これについては、宮古島市はこの責任というか、これについて事実があったということは、こういうことを守らなかったから、こういう被害が生じたという認識のもとにこの調停を行ったのかということをお聞きしたいということと、今後の措置について責任をどうとっていくのかと、責任はしっかりとっていききたいというような、最善を尽くすことを確認をすることをそのように私は今の長濱政治副市長の話からするとですね、そもそも防止膜というのは波の荒いところでは破けていって用を足さないということをこの間指摘をしてきました。そのときに最善を尽くすということを求めてきたわけですが、それは例えば鋼矢板等を用いてももしもそれができていたならばというようなことなどが彼の主張の中には理由として挙げられております。そのことなどもしっかりと例えば踏まえて、最善を尽くすということがですね、言葉だけではなくてどういうふうに市のほうが認識しているのかと。もしも本当にそういうふうに認識していたのであれば、工事の途中でもあの破けた防止膜がざらざらの状態で放置されることなかったというふうに私は思うものですから、この最善を尽くすということに対して、今後本当に宮古島が大事なサンゴを壊さないまま次の世代に受け継いでいくということに関しては、どこまで覚悟を持って市が最善を尽くすという内容を受けとめているかをお聞きしたいと思います。

(「休憩してください」の声あり)

◎議長(下地 明君)

しばらく休憩します。

(休憩＝午前10時42分)

再開します。

(再開＝午前10時44分)

◎副市長(長濱政治君)

沖縄県赤土等流出防止条例に該当するかどうかというふうなところは問題があると思います。

それから、市の監視下のもとで工事が実施されなかったということ等については少し違うと思いますけれども、いわゆる白濁したものについては防止膜を二重にするとか、それから白濁してたまったものをちゃんと陸のほうに吸い出すというふうな形をとってきたということでございます。

それから、最善を尽くすということについての認識ということでございますけれども、それは当然工事をする際には公害、いわゆる周囲に迷惑にならないような形で工事を進めるというのは、これは当たり前のことでございます、それはもちろんきちんとやっていくということでございます。

それから、鋼矢板の設置という話でございますけれども、もしもそれをやった場合、今の倍以上の面積で鋼矢板を打ち込まないといけない。なおかつさらに下の岩をですね、たくさん壊してしまわなきゃいけな

い。逆にサンゴに対する被害は尋常なものではなかったというふうに思います。

◎亀濱玲子君

お答えいただきました。確認をさせていただきたいんですけども、この工事に関して今例えば申請人と被申請人が納得すればそれでいいんじゃないかというようなことにもし思っている方がいるとしたら、そうじゃないということを私はここで主張したいんですが、それは宮古島が工事に係ること、これまでかなり問題となってきた、確かにサンゴは破損されてきているわけですよ。なので、そういう工事のスタイルということも含めて、本市がこれから後このような工事をするべきではないと私は思っているものですから、工事についてどのようであったかというのをこの調停という内容が工事に係って示しているので、これについて確認をしておきたいというふうに思うんですが、条例等の遵守するという点に関して、当局もそれは実施できていなかったところがあったということは、それは当局としては認めるということですね。そのことを少し確認をしておきたいということと……

(議員の声あり)

◎亀濱玲子君

これは当局が答えることですので、今そういうふうにおっしゃっているの、沖縄県赤土等流出防止条例についても守れなかったところがあったというようなことですかね。それについてここで申請人が言っている、そういう何か関係法令を遵守していればこれは防げたのではないかとすることを理由として主張しているので、それについて質問したわけです。そうしたら、副市長がそういう点はあったというようなことですので、これについては確認をしておきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

◎副市長（長濱政治君）

沖縄県赤土等流出防止条例は、この違反であるということは僕は適用されるべきではないというふうに思っているというふうな考え方です。

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

◎議長（下地 明君）

しばらく休憩します。

(休憩＝午前10時48分)

再開します。

(再開＝午前10時48分)

ほかに質疑ございませんか。

◎下地博盛君

議案第52号、宮古島市防災情報システム整備委託業務契約について質問をいたします。

議案第52号、防災情報システム整備委託業務契約関係ですけれども、この防災情報システム整備については3月の定例会、予算議会ですけれども、3億7,000万円余一般財源からの持ち出しであったように記憶しておりますけれども、その点をいま一度確認をしたいと思っておりますので、ご答弁をお願いします。財源の内訳についてですね、お願ひをします。

もう一点、この議案第52号関係ですけれども、過去田園マルチメディアモデル整備事業で整備をされて、現在使用されている機器関係ですけれども、これは現在戸別に、戸別受信機という形で設置されております

けれども、これは現在どのくらいの数が普及しているのかですね、それからこの戸別の受信機システム、あるいは屋外も含めてですね、これはどのくらいの数があるのか、それから今後どう処理されるのかをご答弁お願いしたいと思います。

それから、特に、特にというわけでもないんですけども、議員の方々、市民の皆さんから聞く苦情の中です、この防災情報関係も含めて、例えば防災関係ですと台風情報関係とかですね、既に台風は過ぎ去って、住民は台風の後始末、後処理で忙しくなっている時期まで防災情報で警戒情報がまだ流れているとかですね、それとか苦情があるのが特に納税の督促についての告知なんですけども、これが異常に長いと、随分長々とやっていると、そういうことでそういう長期間流されているのを聞くにたえないということで、音声を自分たちで小さくしたり、あるいは聞こえないような状態にしたりしているということもあって、これではマイナスじゃないかということですので、このあたりやっぱり今後注意すべきじゃないのかなというふうに考えておりますので、そのあたりどう考えていらっしゃるのか含めてご答弁お願いしたいと思います。

◎副市長（長濱政治君）

財源でございまして、過疎債100%充当の70%交付税措置です。

それから、台風後にもいろんな告知をしていると、それから納税告知時間が長いとか、そういったふうな苦情等につきましては、地域の皆様方の声を聞きながらどのような形がいいのか、その辺は調整できると考えております。その辺はやりたいと思います。

あと田園マルチメディアモデル整備事業については後ほどお答えいたします。

◎議長（下地 明君）

ほかに質疑ございますか。

（「議長、休憩」の声あり）

◎議長（下地 明君）

しばらく休憩します。

（休憩＝午前10時54分）

再開します。

（再開＝午前10時56分）

◎総務部長（安谷屋政秀君）

今資料は平成21年度しかありませんけど、音声告知加入者が9,343世帯ですね、加入率としましては39.6%、平成21年度末現在です。新しいのについては、これ総務部じゃなくて情報政策課のほうになりますので、資料を至急集めたいと思います。平成21年度は9,343世帯で、加入数がパーセンテージにすると39.6%です。

◎下地博盛君

全員協議会での提出議案の事前説明の際にですね、現在使われている田マル事業で整備をされた部分は、どうなるのかというお話を聞きましたら、これは継続して使えるんじゃないですかという話があったように思いますけれども、今お聞きしますと9,343世帯、9,343受信機ということになるかと思いますが、そのあたりは全部今後撤去されて処分されるというようなことになるかというふうに思うんですけど

れども、まだ、確かに老朽化と言われてはいますが、今見る限りでは十分に使えるんですね。これをすべて撤去して処分するのかわかりませんが、大変もったいない気もしますけれども、そういう形にするのか。今回の新しくつけるシステムはほとんど、全部でしょうけれども、屋外スピーカーによって108つの大きい集落関係ですけども、そこに付けるということらしいので、それはそれでまた十分カバーできるのかわかりませんが、集落だけじゃなくて危険箇所等もつけるということになって、これは108ではなくて百五十幾つかになるような提案がされておりますけれども、これだけで、告知だけで十分なのかわかりませんが、そのあたりも含めて、今9,343が今後いつどのように処理されるのか、また屋外告知放送だけで十分カバーできるのか、その辺も聞かせていただきたいと思っております。よろしくお祈りいたします。

◎総務部長（安谷屋政秀君）

今、田マル事業と言われている音声告知放送についてはですね、平成23年10月ごろですね、修理等については中止をすると、メーカーのほうで製造しないということになっておりまして、今後補修等ができませんので、もし故障があればそれは撤去するということとなります。

それで、防災無線については、これは音声の調整とかいろいろありまして、遠くに飛ばす音、近くで飛ばす音ということで、作業する段階でですね、音の調整等は実施して、市民のほうで聞こえやすいような音声で調整をされるということになると思っております。

◎下地博盛君

やっぱりアウトラインぐらいしかよくわからないんですけども、大体これから詰めるだろうというふうに思いますが、特に集落が広い集落に例えば2つつけられるのか、あるいは1つで済むのかわかりませんが。例えば今東平安名崎あたりも人が結構夏場とか冬はいらっしやあって、海辺で遊ぶ人たちもいるし、これはパイナガマも一緒なんですけども、そういうところ等も含めてですね、集落地域だけではなく、レジャー客がいらっしやるところあるいは港のあたりとか、そのあたりも十分考えてですね、漏れのない設置の仕方をぜひ考えていただきたいと要望して終わります。

◎議長（下地 明君）

ほかに質疑ございますか。

◎上里 樹君

まず最初に、議案第51号、沖縄県平成23年（調）第1号事件の調停についてお伺いしますが、事実とは何かと問えばそのとおりでございまして、最善を尽くすということは当然だということお答えだったんですけども、この間の防止膜を設置して汚濁を防止するという取り組みを市としてやってきたんですけども、結果的にそれが機能を果たさずに防止膜が破れるとか、そういうものがあって海域を汚濁したという事実は認めるといえることですね。そのことと、あと今後の最善を尽くすということに関しては、それとの関連で今後どういうことをしていくのかということになりますけども、議会でいろいろ質問してきた経緯もありますし、想定外の強い波の影響だとかいう話もありました。けれど、それが事実として海域を汚濁したことをお認めになるということであれば、今後じゃどのようなことをしていくのかという、それが気になるんです。それで、この調停の案の内容だけでは本当に何をどう理解していいのかわからないので、最低限そのことをお聞かせください。

それと、もう一つ、議案第53号の砂川小学校校舎改築工事（解体・建築）請負契約についてですけども、

これは指名業者は何社あったのか、それから予定価格は幾らだったのか、それから落札率は幾らだったのかお伺いします。

それから、報告第13号の専決処分の承認を求めることについて（宮古島市税条例等の一部を改正する条例）ですけれども、今度の税条例の改正かなりの長い内容になっていて、これを読むだけではちょっと理解できない部分もあってですね、簡単にその特徴というんですか、それをお聞かせいただければありがたいです。

◎副市長（長濱政治君）

事実は認めるのかということですが、ずっと事実は認めております。

それから、最善を尽くすということで、今後はどのような方法をとるのかという質問でございますけれども、これはケース・バイ・ケースだと思うんですよ。現場の状況がいろんな形で違う状況が出てきますんで、その状況に合った最善の方法をコンサルタントとも相談しながらですね、今回の例も踏まえながら、その場面、場面に合った形の一番いい方法をとっていくというふうに考えております。

◎総務部長（安谷屋政秀君）

報告第13号の市の条例の報告について説明したいと思います。

まず、1点目が寄附金税額控除の適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げるということですね。それと、2点目、市民税等の申告等の不提出犯に係る罰則上限の引き上げ等の見直し、それと上場株式譲渡における事業の所得の配当及び株式譲渡の所得の控除の平成25年度から平成27年度までですね、施行の延長だということになります。

◎教育部長（田場秀樹君）

砂川小学校の校舎建築予定価格は2億8,064万円、落札額は2億7,400万円で、落札率は97.63%です。指名業者は、A群、B群、C群で構成する特定建設工事共同企業体で、各16社です。

◎上里 樹君

議案第51号の調停の件ですが、事実はお認めになる、今後の最善を尽くすというのは現場に応じた最善を尽くしてやっていくということになりますけれども、事実を、結果として汚濁防止膜が機能を果たさなかった、そういうことがあって、その事実が事実であれば、今後の最善を尽くすというやり方も結果的には、議会のこれまでの答弁をお聞きしている中身で判断すれば、最善を尽くした結果であったと、想定外であったということの繰り返しになりはしないかというものがありますけれども、それについてご見解をお聞かせください。どう理解すればいいのかお聞かせください。

◎副市長（長濱政治君）

もちろん工事を発注して、宮古島海中公園についてもそうですけど、いろんなところでそうですけども、いろんな問題を起こそうという気は一つももちろんないわけで、当然設計施工する際にコンサルタントとも一生懸命話をして、この場面ではこうだよねという話でこれでいこうかというふうなことをもちろんやっているわけです。ですから、そういう意味では常に最善を尽くしているわけですが、もちろん状況、状況、現場に合った施工のあり方というふうなものがどうしても要求されるわけで、今度どのような工事現場になるのか、それはよくわかりませんが、その現場に合った形での施工のあり方というふうなものをコンサルタントと議論しながら構築していくと。そして、もちろん最善を尽くすという

意味ではそのような形、特に海中の工事がある場合には、今回の宮古島海中公園の白濁して海中に流れ出たということも踏まえまして、いろんな形で最善を尽くしていくということしか言えませんが、それでよろしいですかね。

◎上里 樹君

最後のご答弁、結局繰り返しになると思うんですね。ですから、宮古島海中公園の建設に当たって最善を尽くしたはずの汚濁防止膜が破れたと、その事実を受けて、その事実をお認めになるわけですよね。結局汚濁したと。だから、今度の宮古島海中公園の建設工事というのは最善ではなかったということになりますけども、その見解をお聞きして終わります。

◎副市長（長濱政治君）

ですから、工事を施行する際にはコンサルタントといろいろ話し合うわけですね。現場の状況はこうだ、こうだというふうなことをいろいろ話し合って、じゃこのほうがいいというふうなことで仕様書ができていますよ。そういう意味では、それでいいというふうにしてやってけれども、想定を超えるものが出てきたということだと思っております。

◎議長（下地 明君）

ほかに質疑はございませんか。

◎前里光恵君

議案第54号、議決内容の一部変更についてでございます。提案理由の中に平良中学校校舎改築工事の設計一部変更とありますが、設計変更の内容、これについてお伺いをいたします。

2点目は、報告第13号ですね、専決処分の承認を求めることについて（宮古島市税条例等の一部を改正する条例）の内容ですけど、その中で宮古島市税条例等の一部を改正する条例の第26条第1項中の3万円を10万円に改めると、この内容をですね、詳しくお伺いをいたしたいと思います。

まず、以上お聞きしてから再質問します。

◎総務部長（安谷屋政秀君）

宮古島市税条例等の一部を改正する条例で第26条第1項中の3万円を10万円に改めるとということについてご説明したいと思います。

これはですね、市民税の申告等の不提出犯に係る罰則の上限の見直しを行うための条例改正でありまして、市民税の納税管理人に係る不申告者に関する過料並びに市民税に係る不申告に関する過料、退職所得申告不提出に関する過料、固定資産税納税管理人に係る不申告に関する過料、固定資産税に係る不申告に係る過料、軽自動車税に係る不申告に関する過料、たばこ税に係る不申告に関する過料、鉦産税に係る不申告に関する過料、たばこ税と鉦産税に係るものについては、10万円以下ということで新設になります。それと、鉦産税の納税管理人に係る不申告に関する過料、特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料、特別土地保有税に係る不申告に関する過料、これは新設になります。入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪、以上です。

◎教育部長（田場秀樹君）

平良中学校校舎改築工事の設計一部変更の内容についてお答えいたします。

各教室の棚あるいは排水溝ふたの変更、現在平良中の校舎は口の字形になっていて、1階側から5カ所

の入り口があります。5カ所の入り口の中に扉がなくて出入りが自由になるということで管理面からぜひ欲しいということで校舎出入口の扉等の整備ということです。

◎前里光恵君

今の田場秀樹教育部長の答弁ですけども、最初の設計の段階で考えられなかったことなんですか。2,000万円ですよ、超える事業でありますので、その辺もちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

それから、議案第53号ですが、砂川小学校校舎改築工事、先ほども新城元吉議員から質問がありましたけども、今小中学校の統廃合問題が取り上げられております。その中で砂川小学校が校舎改築をするということはですね、多くの市民から城辺地区の統廃合は砂川小学校になるんじゃないかと、こういう誤解があるんですよ。誤解かどうかわかりません。そういう声がありますのでね、統廃合とは一切関連するものではないと、あるのかないのかですね、はっきりしないと誤解されておりますので、その辺もお聞かせください。

◎教育部長（田場秀樹君）

まず、平良中学校の校舎改築についてお答えします。

当初の予算の中で学校等の要望を聞いているときに随分予算が膨らみました。それで、当初から必要としていたロッカー等あるいは柵等を設計から外しまして、予算内でおさめるような形をとりました。その中で入札残等が出てきましたので、それをうまく活用するというので、それを使うという形で当初の予算の中でおさめるような方法ということでそれをとったということです。

それと、砂川小学校の校舎改築については統廃合のかかわりとは一切関係ないというふうに考えています。

◎議長（下地 明君）

ほかに質疑はございませんか。

◎新里 聰君

議案第52号、宮古島市防災情報システム整備委託業務契約について2点ほどお伺いします。

今、田園マルチメディアモデル整備事業でやっている各戸に設置されているのが将来的になくなると説明されておりますけども、たしか田マル事業でのインターネットとの接続というのがあったかなと思うんですが、この事業実施されて今までやってきた田マル事業のものが廃止されるということになると、この件どうなるのかということが1点。

あと1点は、停電時におけるバックアップですね、仕様書の中にも記載はされているんですけども、例えばあれ平成15年でしたか、台風14号、上野の地域などは一月か二月ぐらい停電があって、復旧するまでに、非常にこのシステムの必要性を痛感したときがあるんですけども、この停電時バックアップというものは何日ぐらいを想定して設置されたのかどうかということについて、以上2点について説明をお願いしたいと思います。

◎議長（下地 明君）

しばらく休憩します。

（休憩＝午前11時21分）

再開します。

(再開＝午前11時22分)

◎総務部長（安谷屋政秀君）

まず、停電時の件ですね。停電になったときには連続です、一応24時間もちます。小まめに使用すると1週間もつと思います。連続で使用すれば24時間は可能です、放送は。

◎議長（下地 明君）

ほかに質疑はございませんか。

（「あと1点答えていない。インターネットの接続の点は」の声あり）

◎議長（下地 明君）

休憩します。

(休憩＝午前11時22分)

再開します。

(再開＝午前11時24分)

◎総務部長（安谷屋政秀君）

田マル事業のインターネットは使えますけど、告知放送は使えなくなります。インターネットは使えます。

◎議長（下地 明君）

ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております5件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

しばらく休憩します。

(休憩＝午前11時24分)

再開します。

(再開＝午前11時29分)

これより討論に入ります。

まず、日程第3、議案第51号、沖縄県平成23年（調）第1号事件の調停について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第51号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号は可決されました。

次に、日程第4、議案第52号、宮古島市防災情報システム整備委託業務契約について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第52号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号は可決されました。

次に、日程第5、議案第53号、砂川小学校校舎改築工事(解体・建築)請負契約について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第53号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号は可決されました。

次に、日程第6、議案第54号、議決内容の一部変更について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第54号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号は可決されました。

次に、日程第7、報告第13号、専決処分の承認を求めることについて（宮古島市税条例等の一部を改正する条例）に対する討論の発言を許します。

◎上里 樹君

ただいまの報告第13号、専決処分の承認を求めることについて、反対の立場から討論いたします。

今度の国の所得税法や各税法の改正に伴う今回の条例改正なんですけども、私は本来税金は負担能力のある人が負担する応能制度が原則だと考えます。今回の改正でですね、証券優遇税制で株の譲渡益とか配当に本来課税すべき20%の税率を10%に軽減して、これがさらにまた2年延長されようとしていますけども、これは2003年に時限措置で導入されて、それ以来ずっと延長され続けているものなんです。この優遇税制で例えば株式会社イトーヨーカ堂の伊藤雅俊名誉会長1億825万円という軽減、それからトヨタ自動車株式会社の豊田章一郎名誉会長1億1,176万円、それから京セラ株式会社の稲盛和夫名誉会長は8,167万円の減税を受けています。ですから、証券優遇税制によってですね、全国では数兆円規模の減税になっていると言われていています。私は、東日本の大震災を受けて、政治に今求められるのは大資本家とか高額所得者を優遇することではないと思います。ですから、証券優遇税制を廃止して本来の20%の税率に戻すべきだと考えます。本来のもとの税制に戻すだけで年間5,000億円から7,000億円の税収があるといえます。今回の条例改正では本市においては個人の住民税の寄附金の税制控除制度とか、そういった賛成でできる中身もあるんですけども、以上述べた理由によって私はこれを承認することはできません。

◎議長（下地 明君）

ほかに討論はございませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

これにて討論を終結いたします。

これより報告第13号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本件は承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（下地 明君）

挙手多数であります。

よって、報告第13号は承認されました。

これで今臨時会に付議された案件の審議は終了いたしました。

お諮りいたします。今臨時会において議決された各議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これをもって平成23年第4回宮古島市議会臨時会を閉会いたします。

(閉会=午前11時36分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

平成23年8月30日

宮古島市議会

議 長 下 地 明

議 員 垣 花 健 志

” 前 里 光 恵